

国地契第12号  
国官技第58号  
国営計第33号  
平成14年6月13日

最終改正 平成25年3月26日 国地契第110号  
国官技第297号  
国営計第123号

各地方整備局総務部長  
各地方整備局企画部長 あて  
各地方整備局営繕部長

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房営繕部営繕計画課長

## 工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について

標記に関しては、「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）に基づき実施しているところである。

入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、国にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効であると期待されるとともに、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本の整備、民間の技術開発の促進に寄与するものと期待される場所である。

そこで、総合評価落札方式のより一層の適用性の拡大を図るとともに、事務の合理化に資するよう、総合評価落札方式により入札する場合の性能等の評価方法について、下記のとおり当面の運用試行案をとりまとめたので、適切に実施されたい。

## 記

### 1. 性能等の評価方法に関する運用試行案

#### (1) 対象工事

「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設業技調発第147号、建設省営計発第132号）に基づき行われる工事で、標準ガイド第1Ⅲ1(1)において設定する全ての評価項目が、必須以外の評価項目である工事とする。

(2) 標準ガイド第2Ⅳ4により、必須以外の評価項目について加算点を与える際、入札

説明書等に記載された要求要件を満たしている場合に与える点数を、以下において標準点と言い、標準点以上に加算する点数を加算点と読み替えるものとする。

### (3) 標準点と加算点との配点割合

標準ガイド第2Ⅲ2においては、「評価項目及び得点配分は、工事における必要度・重要度に基づき適切に設定するものとする。」とされている。

上記(1)の対象工事に係る性能等の評価手法については、上記標準ガイドの主旨を踏まえつつ、直接、配点割合を設定する方式により行うものとする。

この場合、当面、標準的には標準点を100点とし、加算点を10点から50点までの範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めるものとする。

### (4) 加算点の評価方式

評価項目の加算点の評価方式は、標準ガイド第2Ⅱ5に従い、性能等を数値化できるものについては下記①によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては下記②又は③のいずれか適切なものによるものとする。

評価項目が複数ある場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付けを行い、標準的には加算点が10点から50点までの範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めたものとなるよう各評価項目毎の加算点を定めるものとする。

#### ①数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に50点（加算点が50点の場合。）から10点（加算点が10点の場合。）を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

#### ②判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、例えば、優／良／可で評価、判定する方式。

この場合、標準的には、それぞれに50～10／25～5／0点を付与するものとする。

なお、4段階以上で評価、判定することもできるものとする。

#### ③順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に50～10点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

## 2. 性能等の評価方法に関する運用にあたっての留意事項

性能等の評価にあたっては、標準ガイド第2Ⅲ6において、入札説明書等に各評価項目毎に、入札者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点（標準点を含む）の関係を明らかにすることとされていることに留意すること。

## 3. その他

- (1) 今後、国土技術政策総合研究所において実施事例を収集、評価し、必要に応じて標準的な配点割合を見直すものとする。
- (2) 地方整備局長が、標準ガイドに従い総合評価落札方式を実施する工事を選定した場合は、標準ガイド第1 I 1の大臣が認める工事と見なすものとする。